

30 学校教育の充実について

(財務省、文部科学省)

【内容】

- (1) 子どもと向き合う時間の確保や学習支援が真に必要な児童生徒への支援などのため、35人学級編制を始めとした少人数学級の推進や、生徒指導面の教育課題等に対応する教員配置のさらなる充実を図るとともに、安定的に教職員の採用及び配置が行えるよう、中長期的な新たな教職員定数改善計画を早期に策定し、その実現を図ること。
- (2) いじめ事案の早期発見・早期対応のため、スクールカウンセラーの設置などに係る財政措置の充実を図るとともに、学校や市町村教育委員会だけでは対応が難しいいじめ事案の解決に向けて、外部の専門家を活用する取組を支援すること。
- (3) 教育における地方分権を進めるため、任命権が付与されている政令指定都市について、給与負担、教職員定数、学級編制に関する権限を移譲することにより権限を一元化し、政令指定都市が自主的、主体的な教育行政を展開できるように制度の見直しを行うこと。

(背景)

平成22年7月に出された中央教育審議会の初等中等教育分科会からの提言において、教職員定数の改善に取り組む必要があるとされたため、文部科学省は平成23年度に小学校第1学年における学級編制の標準を35人に引き下げる法改正を行った。また24年度には、加配定数の活用により小学校第2学年の36人以上学級の解消を図るとともに、加配定数については要求どおりの改善を図った。

平成24年9月の「公立義務教育諸学校の学級規模及び教職員配置の適正化に関する検討会議」からの報告を踏まえ、文部科学省は平成25年度概算要求において、新たな教職員定数改善計画案を示すとともに、その初年度分として加配定数による36人以上学級の解消や日本語指導、通級指導などの充実のための定数改善増を計上した。

本県においては、少人数指導加配定数の活用や県単独定数により、独自に小学校第2学年及び中学校第1学年で35人学級を実施しているところであるが、地方財政は厳しく、これを措置することは困難な状況にある。また、特別支援教育の充実、外国人児童生徒等への日本語指導の充実、養護教諭の役割の高まりへの対応など、今日的な教育課題に対応するためには、中長期的な教職員定数改善計画が早期に実現されることが必要である。

平成24年7月、大津市における中学生の自殺を契機として、いじめ問題に対する関心が全国的に高まっている。本県においても、平成6年に西尾市でいじめによる自殺が発生して以来、二度とこのような事態を起こしてはならないという意識で取組を進めており、特にスクールカウンセラーについては全ての公立中学校に設置するとともに、小学校や高等学校への設置を順次拡大している。しかし、国庫補助の負担割合が3分の1にとどまり、県の負担が過大となっている。

また、いじめ問題については、学校や市町村教育委員会だけでは解決の難しい深刻な事案も起こっている。深刻な事案につながる原因は様々であるが、加害児童生徒の保護者の協力が得られないなど学校が思うような指導ができなかったりする

こともある。また、解決が図られつつある事案について、インターネットの掲示板等への書き込みなどにより、当事者の協力が得られなくなったり、二次的な被害が生じたりすることもある。

現在、政令指定都市における県費負担教職員の任命(人事)権は政令指定都市が有し、都道府県が給与負担をしているため、任命権者と給与負担者が異なるという「ねじれ」状態にある。

(参 考)

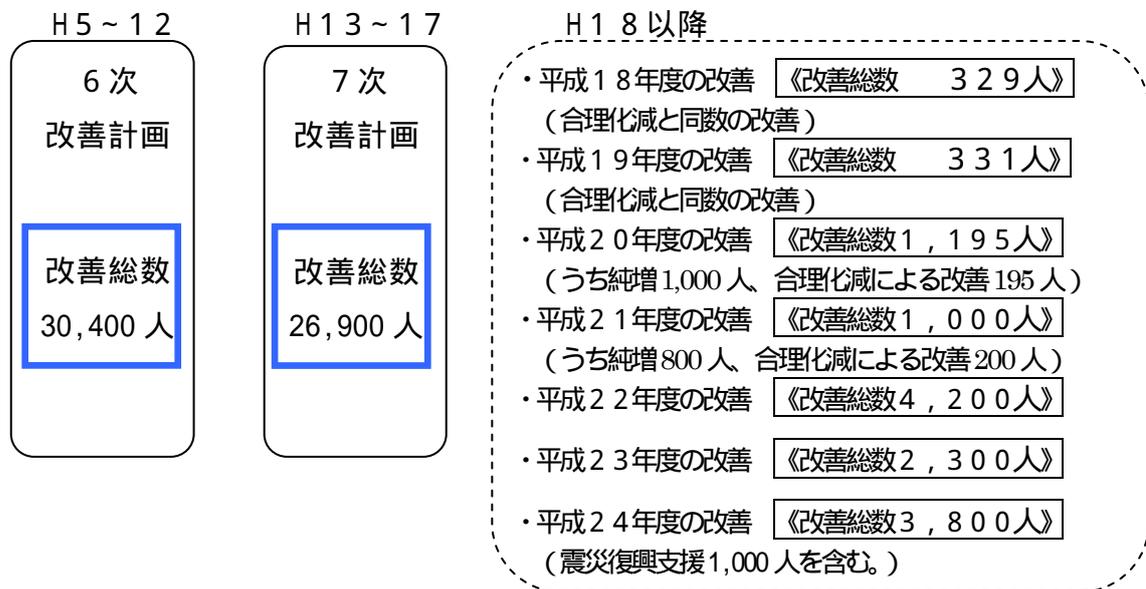
少人数学級(35人編制)の実施状況【本県】

年 度	実施学年	市町村数	増加学級数	該当校数
16	小学校第1学年	29市25町村	243学級	243校
17		32市18町村	264学級	264校
18		35市18町村	278学級	278校
19		35市14町村	262学級	262校
20	小学校第1・2学年	35市20町村	534学級	424校
21	小学校第1・2学年 中学校第1学年	35市21町村	736学級	631校
22		37市16町村	735学級	636校
23		37市14町村	757学級	659校
24		38市11町村	729学級	634校

平成23年度から、小学校第1学年の35人学級が去制度化された。

小学校2学年及び中学校第1学年の35人学級は、研究指定校として1学級増につき教員1人を加配。

国の教職員定数改善計画の状況



スクールカウンセラーの配置の推移

(単位：校)

年 度	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
中学校	50	80	130	180	237	302	304	303	303	303	304	304
内 訳	継続	26	50	80	130	180	237	302	303	303	303	304
	新規	24	30	50	50	57	65	2	0	0	1	0
小学校	-	-	-	-	-	-	70	70	70	144	161	173
高等学校	21	21	21	21	21	21	21	21	21	23	30	30

小・中学校は市町村立(名古屋市立を除く)、高等学校は県立